



2024年2月19日

各 位

会 社 名 東北電力株式会社  
代表者名 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎  
(コード番号 9506 東証プライム)  
問合せ先 原子力部原子力企画課長 佐野 智也  
(TEL. 022-225-2111)

## 女川原子力発電所2号機における 安全対策工事完了時期の見直しについて

当社は、女川原子力発電所2号機の安全対策工事について、「女川原子力発電所2号機における安全対策工事完了時期の精査状況について」(2024年1月10日)にてお知らせしましたとおり、現在実施している「火災防護対策工事」の工期が、工事物量の増加により遅れる見通しとなったことから、改めて安全対策工事完了時期の精査を進めておりました。

今般、当該工事において必要となる資機材や作業員の確保、現場における作業性も含めた精査が完了した結果、女川原子力発電所2号機の安全対策工事の完了時期について、これまでの2024年2月を見直し、2024年6月を目指していくことといたしました。

また、発電機を並列して発電を開始する「再稼働」の時期については、2024年9月頃<sup>※1</sup>を想定しております。

なお、これに伴い、本日、女川原子力発電所2号機の「原子炉設置許可に係る工事計画変更届出」「使用前確認申請書の記載内容変更について」を原子力規制委員会へ提出<sup>※2</sup>しております。

当社としては、引き続き、安全確保を最優先に、工事完了に向けて全力で取り組んでまいります。

また、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、地域の皆さまからのご理解をいただきながら、再稼働を目指してまいります。

※1 再稼働時期は、他社事例や当社の過去実績を踏まえ想定したものです。

※2 「使用前確認申請書の記載内容変更について」の提出に合わせ、本日、「使用前検査申請書の記載内容変更について」も、原子力規制委員会および経済産業大臣に提出している。

以 上

(別 紙) 女川原子力発電所2号機における安全対策工事完了時期の見直し概要について

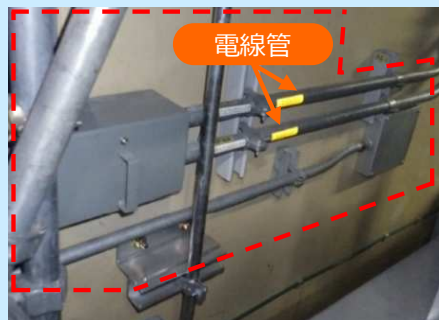
# 女川原子力発電所2号機における 安全対策工事完了時期の見直し概要について

2024年2月19日  
東北電力株式会社

## 「火災防護対策工事」の概要

- 女川原子力発電所2号機（以下、「女川2号機」）で実施している「火災防護対策工事」は、発電所内で万一火災が発生した場合に、火災発生箇所と同一の区画にある設備や電線管が損傷しないよう、断熱材などの耐火材でラッピングするとともに、ラッピングによる重量の増加を踏まえ、必要に応じて耐震補強を行うもの。

### 【例：現在実施している「電線管のラッピング工事」】



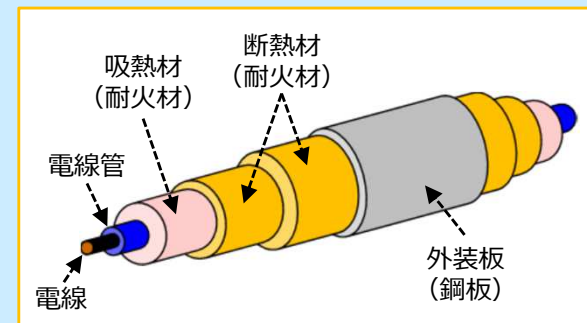
施工前



施工中



施工後



電線管の耐火材ラッピング(イメージ)

## 「火災防護対策工事」の実施状況

- 「火災防護対策工事」に関して、下表のとおり進捗している。（2024年1月31日時点）
- 引き続き、作業における安全確保を最優先に、「2024年6月」の安全対策工事完了に向けて、全力で取り組んでいく。

	工事対象の電線管(総延長)	工事箇所数	耐震補強の工事箇所数
①計画値	4 3 0メートル	5 2カ所	2 4 7カ所
②実績値	2 7 0メートル	4 0カ所	1 8 6カ所
③今後の工事物量 (①-②)	1 6 0メートル	1 2カ所	6 1カ所

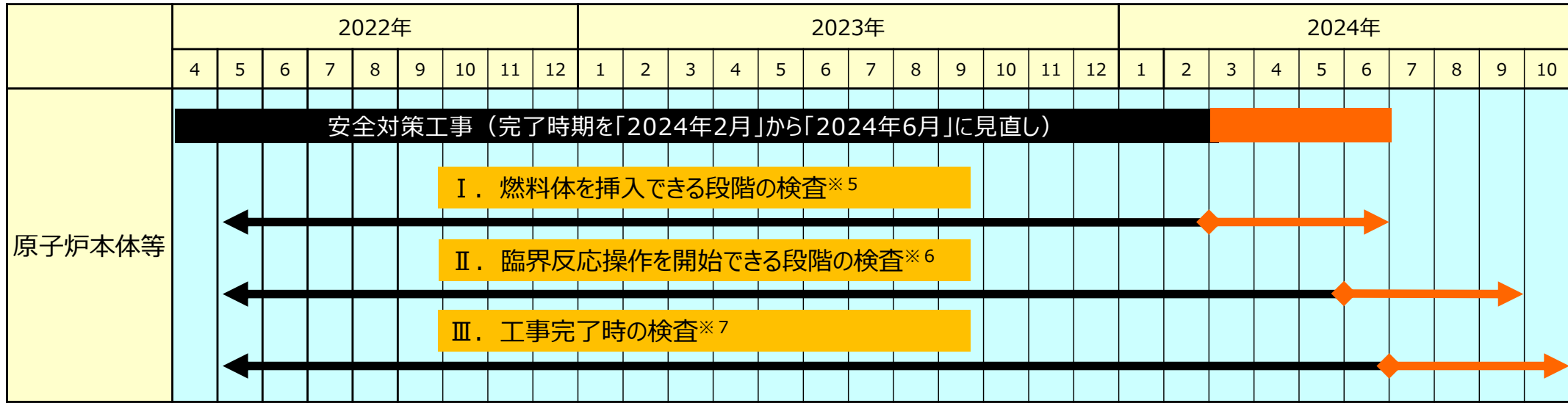
## 2. 「使用前確認申請書」の記載内容の変更等（「使用前確認」・「使用前事業者検査」の工程）

- 今回の安全対策工事完了時期<sup>※1</sup>の見直しに伴い、原子力規制委員会が実施する「使用前確認<sup>※2</sup>」と、当社が安全対策工事と並行して進めている「使用前事業者検査<sup>※3</sup>」の時期も変更となることから、「使用前確認申請書の記載内容変更について」を原子力規制委員会に提出<sup>※4</sup>するとともに、「使用前検査申請書の記載内容変更について」を原子力規制委員会および経済産業大臣に提出<sup>※4</sup>している。
- なお、発電機を並列して発電を開始する「再稼働」の時期は、他社事例や当社の過去実績を踏まえ「2024年9月頃」と想定している。

- ※1 安全対策工事完了時期
  - ・安全対策工事に係る建物、設備、機器の設置が完了した後、それらの工事を対象に、当社が実施する「使用前事業者検査」や、その後に原子力規制委員会が実施する「使用前確認」が終了した段階で工事完了となる。
- ※2 使用前確認
  - ・事業者（当社）が実施した「使用前事業者検査」が適切に行われ、終了していることを確認するため、原子力規制委員会が適宜実施するもの。「原子炉に燃料体を挿入する前の時期」、「原子炉の臨界反応操作を開始する前の時期」ならびに「工事計画に関わる全ての工事が完了した時期」に確認を行う。
- ※3 使用前事業者検査
  - ・安全対策工事の施工状況に応じて、工事の内容が工事計画認可のとおり実施されていること、また、さまざまな設備が法律に基づく技術基準等に適合していることを確認するため、事業者（当社）が適宜実施するもの。
- ※4 「使用前確認」および「使用前事業者検査」に係る提出
  - ・工事計画の認可（2021年12月23日）を受け、前回の女川2号機に係る安全対策工事完了時期を見直した際（2023年9月28日）に提出。

### 【女川2号機の「使用前事業者検査」の主な工程】

■ ← → … 今回の安全対策工事完了時期の見直しに伴い変更となる期間



- ※5 「I」の検査終了後に、原子炉に燃料体を挿入（燃料装荷）する。
  - ※6 「II」の検査終了後に原子炉起動操作を行い、その後、発電機を並列し発電を開始（再稼働）する。
  - ※7 「III」の検査終了後に、営業運転開始となる。
- 各検査期間において、原子力規制委員会による「使用前確認」が適宜実施される。

# 【参考】「安全対策工事完了」・「再稼働」・「営業運転開始」に向けたプロセス

- 女川2号機は、2013年12月27日に申請した新規制基準に係る「原子炉設置変更許可」、「工事計画認可」、「保安規定変更認可」について、許認可を取得している。
- 今般、「火災防護対策工事」に必要となる資機材や作業員の確保、現場における作業性も含めた精査が完了し、安全対策工事完了時期を「2024年6月」に見直すこととした。また、これに伴い、再稼働時期は「2024年9月頃」、営業運転開始は「2024年10月頃」と想定している。

## 【女川2号機の営業運転開始までのスケジュール(概要)】

